令和８年３月
防 衛 装 備 庁

自衛隊法施行令及び航空法施行令の一部を改正する政令案について

１　改正の趣旨

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和７年法律第４４号）の一部の施行に伴い、自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）及び航空法施行令（昭和２７年政令第４２１号）について、所要の改正を行う。

２　改正の概要

⑴　自衛隊法施行令の一部改正（第１条関係）

第２１７回国会において成立した防衛省設置法等の一部を改正する法律により自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第１０７条が改正され（以下「改正後隊法第１０７条」という。）、装備移転航空機について、自衛隊の使用する航空機と同様、航空法第６章及び第１１章の規定の適用について政令で特例を定めることができることとされたことに伴い、自衛隊の使用する航空機に係る航空法第６章及び第１１章の特例を定めた自衛隊法施行令第１４９条について、装備移転航空機も含めた規定に整備するとともに、装備移転航空機に係る航空法第６章及び第１１章の特例を新たに定める。（第１４９条関係）

⑵　航空法施行令の一部改正（第２条関係）

改正後隊法第１０７条第５項において、装備移転航空機の運航に関する基準は防衛大臣が定めることとし、同条第７項において、装備品製造等事業者は同条第５項の規定により防衛大臣が定める基準に適合していることについて防衛大臣の確認を受けなければならないとされたことに伴い、国土交通大臣から防衛大臣への委任事項を定めた航空法施行令別表に、装備移転航空機を加える。（別表備考関係）

３　施行期日

令和８年４月１日

４　閣議予定日

令和８年３月１３日